

厚生労働省発感 1114 第 7 号
令和 7 年 11 月 14 日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

令和 7 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）
の交付について

標記については、別紙「令和 7 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」により行うこととされ、令和 7 年 11 月 14 日から適用することとされたので通知する。

別 紙

令和 7 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱

（通則）

- 1 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年^{厚生省}_{労働省}令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この交付金は、新型コロナウイルス感染症への対応として必要となった新型コロナウイルス感染症患者等に対する公費支援について、都道府県の取組を支援することを目的とする。

（交付の対象）

- 3 交付金の交付対象者は都道府県とし、令和 7 年 11 月 14 日感発 1114 第 1 号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知の別紙「令和 7 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により、都道府県が行う事業を交付の対象とする。

（申請手続）

- 4 交付金の交付の申請は、都道府県知事が、第 1 号様式による申請書に、事業実施計画その他の関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（交付額の算定方法）

- 5 交付金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - （1）別表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - （2）（1）により選定された額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（交付基本額）に第 3 欄に定める交付率を乗じて得た額を交付額とする。

（交付金の概算払）

- 6 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(変更申請手続)

- 7 交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合には、4に定める申請手続に従い、別に定める日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 8 厚生労働大臣は、4又は7に定める申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(交付の条件)

- 9 交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業実施計画を変更（軽微な変更を除く。）する場合は、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 交付金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第3号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(実績報告)

- 10 交付金の事業実績報告は、第2号様式による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して3月を経過した日（9の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して3月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 12 特別の事情により4、5、7及び10に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 交付率
適正な実支出額	往診等に要する経費	10 / 10